3　第一項第二号及び前項第二号イに規定する期末関係法人株式等とは、法第二十三条第四項の内国法人の各事業年度終了の日を第二十二条の三第一項第一号（関係法人株式等の範囲）に規定する配当等の額の支払に係る効力が生ずる日又は同項第二号に規定する剰余金の配当の額の支払に係る効力が生ずる日とした場合に法第二十三条第六項に規定する関係法人株式等となる株式又は出資（次項に規定する期末完全子法人株式等及び前項第二号イ(1)から(4)までに掲げる法人の株式又は出資を除く。）をいう。

4　第二項第二号イに規定する期末完全子法人株式等とは、法第二十三条第四項の内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等並びに同号イ(1)から(4)までに掲げる法人を除く。）との間に当該事業年度開始の日（当該他の内国法人が当該事業年度の中途において設立された法人である場合にあつては、当該他の内国法人の設立の日）からその終了の日まで継続して完全支配関係があつた場合（当該内国法人が当該事業年度の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなつた場合において、当該事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなつた日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該事業年度終了の日まで継続して当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があつたときを含む。）の当該他の内国法人の株式又は出資をいう。

第二十二条の三第一項第一号中「以下この条」を「次号及び第四項」に改め、同条第四項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第二十二条の四とする。

3　法第二十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、同項の内国法人の受ける同項に規定する取得をした株式又は出資（第一号において「取得株式等」という。）に係る剰余金の配当等の額（法第二十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）（配当等の額とみなす金額）の規定により、当該内国法人が受ける法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額とみなされる金額をいう。以下この項において同じ。）で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　当該取得株式等が適格合併、適格分割又は適格現物出資により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この号において「被合併法人等」という。）から移転を受けたものである場合　法第二十三条の二第二項に規定する予定されていた事由が当該被合併法人等の当該取得株式等の取得の時においても生ずることが予定されていた場合における当該事由に基因する剰余金の配当等の額

二　前号に掲げる場合以外の場合　法第二十三条の二第二項に規定する予定されていた事由に基因する剰余金の配当等の額

第二十二条の二の見出しを「（関係法人株式等の範囲）」に改め、同条第一項中「第二十三条第五項（」を「第二十三条第六項（」に改め、同項第一号中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に、「同条第一項に規定する連結法人株式等」を「同条第五項に規定する完全子法人株式等」に、「第三号」を「同項第三号」に改め、同項第二号中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に、「前号に規定する連結法人株式等」を「同条第五項に規定する完全子法人株式等」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四　適格現物分配　当該適格現物分配に係る現物分配法人

第二十二条の二第三項中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に改め、同条第四項を削り、同条を第二十二条の三とする。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（完全子法人株式等の範囲）

第二十二条の二　法第二十三条第五項（受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定める株式又は出資は、同条第一項に規定する配当等の額（以下この条において「配当等の額」という。）の計算期間の開始の日から当該計算期間の末日まで継続して法第二十三条第五項の内国法人とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等並びに前条第二項第二号イ(1)から(4)までに掲げる法人を除く。）との間に完全支配関係があつた場合（当該内国法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなつた場合において、当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があつたときを含む。）の当該他の内国法人の株式又は出資（その支払を受ける配当等の額が法第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があつた場合の当該他の内国法人の株式又は出資）とする。

2　前項に規定する計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。）の支払に係る基準日の翌日（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいう。

一　当該翌日がその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日の一年前の日以前の日である場合　又はその支払を受ける配当等の額が当該一年前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該一年前の日の翌日

二　その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日前一年以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該設立の日

三　その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式又は出資を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日前一年以内に取得した株式又は出資につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該取得の日

3　内国法人が当該内国法人を合併法人とする適格合併（当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を被合併法人とするものを除く。）により当該適格合併に係る被合併法人から配当等の額の元本である当該被合併法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式又は出資の移転を受けた場合において、当該適格合併が当該配当等の額の前項に規定する計算期間の末日の翌日から当該配当等の額の支払に係る効力が生ずる日までの間に行われたものであるときは、第一項の規定の適用については、当該被合併法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があつた期間は、当該内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があつたものとみなす。

第二十三条第一項第二号中「の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号において「分割前事業年度」という。）終了の時」を「の直前」に、「その時」を「当該分割型分割の直前」に改め、同号イを次のように改める。

イ　当該分割法人の前期期末時（当該分割法人の当該分割型分割の日の属する事業年度（当該分割型分割の日以前六月以内に法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）又は第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に規定する期間についてこれらの規定に掲げる事項を記載した中間申告書又は連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該分割型分割の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書又は連結中間申告書に係るこれらの規定に規定する期間）終了の時をいう。）の資産の帳簿価額から負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額（当該前期期末時から当該分割型分割の直前の時までの間に資本金等の額若しくは連結個別資本金等の額又は利益積立金額若しくは連結個別利益積立金額（第九条第一項第一号若しくは第六号（利益積立金額）又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号（連結利益積立金額）に掲げる金額を除く。次号イにおいて「資本金等の額等」という。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）